

重 要

返還が終了、又は免除になるまで、大切に保管してください。

茨城県高等学校等奨学資金返還の手引き

令和7年3月卒業者用

—茨城県教育委員会—

返 還 の お ぼ え が き

- ・約束の返還方法を忘れないように、必ず記入しておきましょう。
- ・奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書をコピーしておいてください。

学 校 名										
返 還 者 コード (K+8 桁)	K									
返 還 (借 用) 金 額	円									
返 還 期 間	年									
返 還 回 数	回									
返 還 方 法	年 賦 ・ 半 年 賦									
返 還 期 日	6 月 末 ・ 12 月 末									
第 1 回 返 還 日	令和 年 月									
最 終 返 還 日	令和 年 月									
1 回 の 返 還 金 額	円									
最 終 返 還 金 額	円									
保 証 人 氏 名										
保 証 人 氏 名										

※ 奨学資金返還の事務は、すべて返還者コードで整理されています。
 各種届出・報告・連絡などのときは、忘れずにご記入ください。
 (返還者コードは納入通知書を受領したとき、納付内容の欄に記載されています。)

目 次

	頁
◎ 奨学生の皆さんへ	1
◎ 奨学金の返還	2
1. 返還金の納入方法	3
2. 延滞利息	4
3. 一括返還・繰上返還	4
4. 返還金の督促	5
5. 各種届出	5
(1) 住所（氏名）変更届	
(2) 勤務先（変更）届	
(3) 連帯保証人変更届	
6. 返還猶予	5
7. 返還免除	6
◎ 借用証書及び返還計画書記入要領	7
◎ 借用証書及び返還計画書記入例	9
◎ 各種様式	
○ 奨学生氏名（住所）変更届	11
○ 奨学生勤務先（変更）届	12
○ 連帯保証人変更届	13
○ 奨学資金返還猶予申請書	14

奨学生の皆さんへ

茨城県高等学校等奨学資金制度は、経済的理由により修学が困難な方に学資を貸与する制度であり、その返還金が次の奨学生に対する貸与の財源になっております。言い換えれば「**借りたものは返す**」という、ごく当然のことが、当然に行われて、この制度は成り立っています。

貴殿におかれましては、毎年、返還する金額は相当高額になる場合もあり、必ずしも返還が容易であるとは限りませんが、この趣旨を御理解のうえ、後輩のためにも約束どおりの方法で、間違いなく貴殿の義務を履行してください。

なお、この手引きは返還が終了するまで、大切に保管してください。

“奨学資金の返還” …次のことを必ず守りましょう。

○ 納入期限を守りましょう。(3・4頁参照)

あなたが立てた返還計画に基づいて、納入通知書を6月又は12月に送付しますので、期限内に納入しましょう。

返還金の元金は無利子ですが、返還を延滞した場合延滞利息がかかります。(6ヶ月ごとに5%)

○ 住所や氏名等が変わったら届出をしましょう。(5頁参照)

届出がなければ、納入通知書が届かなくなってしまうです。

また、連帯保証人に、あなたの住所確認のため連絡が行くことになります。

納入通知書が届かないことで、奨学金の返還に支障をきたしますので、必ず変更届を提出するか電話連絡をしましょう。

○ 返還が困難になったら手続をしましょう。(5頁参照)

進学や災害、傷病その他やむを得ない事由により返還すべき日までに返還することが困難になった場合は、奨学金の返還の期限を猶予することができますので、事前に返還猶予申請書を提出しましょう。

○ 領収書は大切に保管しましょう。

茨城県教育委員会からは、領収書の再発行はいたしません。銀行の領収書はあなたが返還したかどうかの大事な証拠書類となりますので、大切に保管しましょう。

1 返還金の納入方法

あなたが提出した返還計画書に基づいて、6月及び12月に納入通知書を送付しますので、納期限までに次の方法により納付してください。

(1) 口座振替による返還金の納付を希望される場合

別紙「奨学資金返還金の口座振替による納入のご案内」をご覧ください、直接取扱金融機関で手続きをお願いします。

(2) 金融機関等の窓口を利用する場合

県から送付される納入通知書に現金を添え、金融機関の窓口において納入してください。納入場所については、納入通知書の裏面（又は表面）をご参照ください。

※茨城県指定金融機関・茨城県収納代理金融機関は、振込手数料はかかりません。

【茨城県指定金融機関・茨城県収納代理金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、銚子信用金庫

横浜幸銀信用組合、中央労働金庫、茨城県信用組合、ハナ信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会、県内の農業協同組合

(3) コンビニエンスストアを利用する場合

県から送付される納入通知書に現金を添え、納入通知書裏面に記載のコンビニエンスストアの店舗において納入してください。

なお、コンビニエンスストア取扱期限を経過したもの等はコンビニエンスストアで納入出来ませんので、納入通知書裏面の【注意事項】を確認してください。

【対応コンビニエンスストア】

MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩花／セイコーマート／セブン－イレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア 100

(3) 現金又は為替で納入する場合

納入通知書を同封し（納入通知書は切り離さないこと）、書留郵便で、茨城県教育庁学校教育部高校教育課まで送付してください。

※取扱手数料がかかります。

(4) 電子納付 (Pay-easy) 対応 ATM、インターネットバンキング等から納入したい場合

通常の納入通知書では、電子納付等に対応しておりませんので、ご希望の場合は電子納付等に対応した納入通知書での送付を高校教育課まで連絡願います。

なお、お支払いに当たっては、茨城県の公金をATMまたはインターネットバンキング等で納付できる金融機関を納入通知書の添書または茨城県ホームページ (※) で確認のうえ、画面の手順に従い、納入通知書に記載されている収納機関番号、納付番号、確認番号等を入力し、納付してください。

ATMでは現金または口座からの払込、インターネットバンキング等では口座からの払込となります。

(※) URL <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/mpnbank.html>

※ご利用に関しては、事前にお取引先の金融機関にインターネットバンキング又はモバイルバンキングの申込みが必要です。

※電子納付の場合、領収証書は発行されません。

◎納入通知書を紛失した場合又は納入通知書が届かない場合は、納入通知書を再送付しますので、必ず次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	茨城県教育庁学校教育部高校教育課	TEL 029-301-5245/6045
受付時間	平日8:30から17:15	

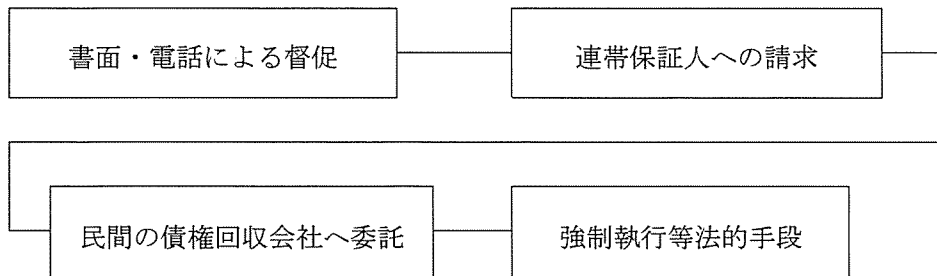
2 延滞利息

納期限までに納入しなかった場合は、延滞利息（納入期限を6か月過ぎるごとに5%）がかかります。期限内に必ず納入してください。

3 一括返還・繰上返還

返還途中で、返還残額を一括して返還したい場合、又は、返還計画の金額以上に返還したい場合は、茨城県教育庁学校教育部高校教育課まで電話により連絡願います。

4 返還金の督促



滞納者へは以上の手順により督促をします。連帯保証人にやむをえず請求することになりますので、“借りたものは返す”という考えで、期限内に納入しましょう。

5 各種届出

(1) 住所（氏名）変更届

奨学生又は連帯保証人の住所、町名、地番表示、氏名などが変更になった場合は、「奨学生氏名（住所）変更届」（様式第6号・11頁）又は電話により連絡願います。

(2) 勤務先（変更）届

貸与終了時に勤務先が未定であった方、また、返還途中で転職した方は、「勤務先（変更）届」（参考様式1・12頁）又は電話により連絡願います。

(3) 保証人変更届

連帯保証人が変更になる事由が発生したら、「連帯保証人変更届」（様式5号、13頁）を提出してください。新たに設定する連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、新連帯保証人の印鑑登録証明書を必ず添付してください。

6 返還猶予

ア 次表のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、返還者からの願い出によって一定期間を猶予することがあります。

イ 返還猶予を希望する場合は、「奨学資金返還猶予申請書」（様式第16号・14頁）に所定の証明書等を添付して返還期日の到来しないうち（5月31日又は11月30日まで）に提出してください。

ウ 返還猶予決定の場合は、返還猶予決定通知書を送付します。そこに記載されている猶予期間を過ぎてもなお猶予希望の場合は、再度、同様の手続が必要です。

事 由	猶予期間	添 付 書 類
(1)高等学校等に在学するとき。	事由の継続している期間	(1)なし
(2)専門学校、大学及び大学院に在学するとき。		(2)学校長発行の在学証明書
(3)大学等に進学しようとして準備中のとき。	1年以内において必要と認める期間 更にその事由が継続するときは更新手続きを行う。	(3)予備校の在学証明書等
(4)傷病のとき。		(4)医師の診断書
(5)火災、風水害等の被害を受けたとき。		(5)市町村発行のり災証明書
(6)本人が生活保護を受けているとき。		(6)生活保護受給証明書
(7)その他特別の事由により奨学資金の返還が困難と認められるとき。		(7)特別の事由を証明する書類

7 返還免除

次の事由に該当する場合は、返還免除になることがありますので、茨城県教育庁学校教育部高校教育課に連絡をし、指示を受けてください。審査のうえ、返還残額の全部又は一部が免除となります。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 本人が心身障害により労働能力を喪失した場合
(症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。)

● 返還等に関する連絡・提出先

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当
 TEL 029-301-5245/6045 (受付時間 平日 8:30-17:15)
 FAX 029-301-5269
 E-mail kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県高等学校等奨学資金借用証書及び返還計画書記入要領

1 借用証書の作成について

ア 借用証書の金額は、返還計画書の貸与総額及び返還総額と必ず一致します。

借用証書に記入する金額の数字は算用数字を用いてください。

イ 連帯保証人は、2人必要です。採用決定の際、奨学資金貸与契約書に連署した方と同一人としてください。やむを得ず変更する場合は、将来返還に際して本人と連帯して責任を負う能力のある方を選んでください。

なお、連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、つねに本人と連絡がとれ、かつ、弁済の資力を有する方にしてください。

ウ 連帯保証人2人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

2 返還計画書の作成について

(1) 返還方法

次表の3つの方法の中から1つを選んでください。

返 還 方 法	返 還 の 月	返 還 回 数	返 還 期 間
半 年 賦	6月及び12月	40回以内	20年以内
年賦(6月)	6月	20回以内	
年賦(12月)	12月		

※半年賦：年2回返還

年賦：年1回返還

(2) 返還開始の年月

貸与終了後、直ちに返還する場合は、6か月の据置期間がありますので、次のようになります。

半 年 賦	年賦(6月)	年賦(12月)
貸与終了年の12月	貸与終了年の翌年の6月	貸与終了年の12月

なお、今回、返還猶予申請書を提出する場合、据置期間はありません(据置期間は猶予期間に含まれます。)。そのため、返還開始は猶予期間終了後のもっとも近い返還月(6月又は12月)となりますので、返還開始の欄を記入する際、ご注意ください。

また、返還猶予申請書に添付する在学証明書等は、忘れずに必ず提出してください。

<高等学校等卒業後に返還する場合>

最終貸与学年	半 年 賦	年賦（6月）	年賦（12月）
3 学年	卒業年の12月	卒業年の翌年の6月	卒業年の12月
1 学年又は2 学年	卒業年の6月	卒業年の6月	卒業年の12月

※卒業後に収入がない場合も、申請により返還を猶予することができます。この場合、添付書類は非課税証明書等の収入がないことが分かる書類で、1年毎の申請が必要です。

<高等学校等卒業後、進学等により返還猶予申請する場合>

半 年 賦	年 賦（6月）	年賦（12月）
進学先卒業年の6月	進学先卒業年の6月	進学先卒業年の12月

（3）返還金額

各回均等割とし端数は最終回で調整することとし、必ず次の算式が成立するようにしてください。

$$\{\text{返還金額（各回）}\} \times (\text{返還回数} - 1) + \{\text{返還金額（最終回）}\} = \text{返還総額}$$

ただし、返還金額（各回）は、次表の金額を下回らないようにしてください。

返還方法	返還金額（各回）
半年賦の場合	返還総額の40分の1
年賦の場合	返還総額の20分の1

（4）現住所、納入通知書送付先の記入について

番地・アパート名・部屋番号・電話番号は、正確に記入願います。

なお、納入通知書送付先は、実家への送付等、奨学生の一住所以外への送付を希望する場合のみ記入してください。

（5）連帯保証人欄の記入について

連帯保証人は、奨学生が返還を履行しない場合は、その債務を連帯して負担することを確認し、承諾の上、自書してください。

なお、現住所欄は番地・アパート名・部屋番号・電話番号まで、職業及び勤務先欄は事業所（店舗）名・所属・電話番号まで正確に記入してください。

3 留意事項

ア 記入及び押印にもれないよう十分注意願います。

イ 訂正がある場合は、修正液を使用せず、訂正印を押印して訂正してください。

↓※返還者コードは記入不要

K									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

奨学資金借用証書

金額		百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	4	8	0	0	0	

茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規定に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふりがな いばらき たろう
本人氏名 茨城太郎 印
住 所 茨城県〇〇市〇〇111-1

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

※連帯保証人2名の印鑑登録証明書を忘れずに添付してください。

ふりがな いばらき いちろう
連帯保証人氏名 茨城一郎 印
住 所 茨城県〇〇市〇〇111-1

※連帯保証人2名は互いに別生計を営む者としてください。

ふりがな いばらき じろう
連帯保証人氏名 茨城二郎 印
住 所 茨城県〇〇市〇〇345-6

※連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じものを押印してください。

※本人及び連帯保証人は、それぞれが自書してください。

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項
(一時償還)

第1条 茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)は、奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
(弁済の充当)

第2条 乙及び乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。
(管轄裁判所)

第3条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付すこと。
- 2 本人、連帯保証人2名は、それぞれ署名のうえ、押印すること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

奨学資金返還計画書

返還者コード (記入しないこと。)															○令和7年3月貸与終了の方の返還開始年月は次のとおりです。 ア 半年賦または年賦(12月)の場合・・・令和7年12月 イ 年賦(6月)の場合・・・令和8年6月 ○返還猶予を希望する方は、あらかじめ猶予を見込んで記入して構いません。 (別途返還猶予願により承認を受ける必要があります。)																																									
ふりがな					いばらき たろう										学 校 名										生 年 月 日																															
氏 名					茨 城 太 郎										〇 〇 高等学校										年		月		日																											
平成〇					〇		〇																																																	
貸与終了年月とその理由															貸 与 月 額					貸与始期			貸与終期			貸 与 総 額																														
年		月		※(卒業) 退学 辞退 停止 死亡										万		千		百		十		円		年		月		年		月		百万		十万		万		千		百		十		円												
6		3												1		8		0		0		0																																		
その他()																																																								
返 還 開 始					返 還 完 了					※返還方法		返還期間					返還回数					合 計					6					4					8					0					0					0				
年		月		年		月		方		0...半年賦 (6・12月) 1...年賦(6月) 2...年賦(12月)					2		年		0		4		回		0																															
0		7		1		2		2		7		0		6																																										
返還金額(各回)															返還金額(最終回)															返 還 総 額																										
十万		万		千		百		十		円		十万		万		千		百		十		円		百万		十万		万		千		百		十		円																				
		1		6		2		0		0				1		6		2		0		0		6		4		8		0		0		0																						
本人	ふ り が な					いばらきけん〇〇し〇〇																																																		
	現 住 所 (連絡先)					茨城県〇〇市〇〇111-1 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		
	ふ り が な					いばらきけん〇〇し〇〇																																																		
	納入通知書送付先					茨城県〇〇市〇〇1-2 〇〇マンション201 (※現住所と異なる場合、記入してください。) 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		
	卒業後の進路					※就職 (進学) その他()					名 称					〇 〇 専門学校 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																								
										住 所					茨城県〇〇市〇〇234 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇																																									
連帯保証人	氏 名					茨 城 一 郎										生 年 月 日		昭 和 〇〇年 〇月 〇日					本 人 と の 続 柄					父																												
	現 住 所					茨城県〇〇市〇〇111-1 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		
	職 業 及 び 勤 務 先					株式会社 〇 〇 〇 〇 (※単に会社員、自営業などとせず、具体的な事業者名を記入してください。) 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		
連帯保証人	氏 名					茨 城 二 郎										生 年 月 日		昭 和 〇〇年 〇月 〇日					本 人 と の 続 柄					叔父																												
	現 住 所					茨城県〇〇市〇〇345-6 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 携帯番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		
	職 業 及 び 勤 務 先					株式会社 〇 〇 〇 〇 (※単に会社員、自営業などとせず、具体的な事業者名を記入してください。) 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																		

(記入上の注意) ※印のところは、必要文字を○で囲むこと。

様式第6号(第8条第1号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号
(学 校 名) 学科 年
奨 学 生
氏 名

奨 学 生 氏 名(住 所)変 更 届

下記のとおり氏名(住所)を変更したのでお届けします。

記

新	氏 名	
	住 所	
旧	氏 名	
	住 所	
変 更 年 月 日		
事 由		

※ 住所又は氏名の変更があった場合は、この様式を連絡
に使用してください。(電話連絡のみでも可)

参考様式1

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号
(学 校 名) 学科 年
奨 学 生
氏 名

奨 学 生 勤 務 先 (変 更) 届

下記のとおり勤務先を変更したのでお届けします。

記

新勤務先	部、課、係まで詳しく記入してください。
所在地	
勤務先電話番号	

※ 勤務先の変更があった場合は、この様式をコピーして
連絡に使用してください。（電話連絡のみでも可）

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号
(学 校 名)
奨 学 生
住 所
氏 名

連 帯 保 証 人 変 更 届

下記のとおり連帯保証人を変更したいのでお届けします。

記

1 旧連帯保証人

住 所
氏 名
本人との関係 ()

2 新連帯保証人

私は、旧連帯保証人に代わり奨学生 と連帯して茨城県高等学校等奨学
資金の債務を保証します。

住 所
ふりがな
氏 名 印
本人との関係 ()

3 変更年月日 年 月 日

※ 連帯保証人変更の申請をする場合は、この様式を使用
してください。

※ 印は実印とし、印鑑登録証明書と併せて提出願います。

様式第17号(第13条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号
(学校名)

奨 学 生
住 所
氏 名

連帯保証人
住 所
氏 名

連帯保証人
住 所
氏 名

奨学資金返還猶予申請書

茨城県高等学校等奨学資金の返還の期限の猶予を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 猶予期間 年 月から
年 月まで

2 事 由

- 備考 1 在学中の場合は、学校長の在学証明書を添付すること。
2 傷病のときは、治療期間を記した医師の診断書を添付すること。

※ 返還猶予の申請をする場合は、この様式を使用してください。

<お問合せ・連絡先>

〒310-8588

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

☎ 029-301-5245 / 6045 (ダイヤルイン)

FAX 029-301-5269

E-mail ; kokyo@pref.ibaraki.lg.jp